



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 条 例

- 秋田県水と緑の森づくり税条例(九二・税務課)……………2
- 秋田県水と緑の森づくり基金条例(九三・水と緑推進課)……3

この号で公布された  
条例のあらまし

#### ◇秋田県水と緑の森づくり税条例(秋田県条例第九二号)

1 個人の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二四号)第三七条に定める額に八〇〇円を加算した額とすることとした。(第二条関係)

2 法人等の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例第四四条第一項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に当該額に一〇〇分の八を乗じて得た額を加算した額とすることとした。(第三条関係)

#### 3 施行期日等

(一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

#### ◇秋田県水と緑の森づくり基金条例(秋田県条例第九三号)

1 基金として積み立てる金額は、秋田県水と緑の森づくり税条例(平成一九年秋田県条例第九二号)第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額から当該加算額に係る賦課徴収に要する経費を控除して得た額に相当する額とすることとした。(第二条関係)

2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

4 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る。その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関に保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

#### 6 係

秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会の設置及び所掌事務等(第八条)第一一条関係

(一) 知事の諮問に応じ、第六条第一項の処分その他基金に関する事項を調査審議させるため、秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置くこととした。

(二) 委員会は、(一)の事項について、知事に意見を述べることができることとした。

(三) 委員の任期及び選出要件、会長の選出等、会議の議決要件等について規定することとした。

#### 7 施行期日等

(一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

(二) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号) について所要の規定の整備を行うこととした。

## 条 例

秋田県水と緑の森づくり税条例及び秋田県水と緑の森づくり基金条例をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第九十二号

秋田県水と緑の森づくり税条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第二条** 個人の県民税の均等割の税率は、秋田県税条例第三十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に八百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

**第三条** 法人等の県民税の均等割の税率は、秋田県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、同表の下欄に定める額に当該額に百分の八を乗じて得た額を加算した額とする。

**2** 前項の規定の適用がある場合における秋田県税条例第四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「秋田県水と緑の森づくり税条例(平成十九年秋田県条例第九十二号)第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「秋田県水と緑の森づくり税条例第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(適用)

**2** 第二条の規定は平成二十年度以後の年度分の個人の県民税の均等割に、第三条の規定はこの条例の施行の日以後に開始する事業年度、連結事業年度並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号及び第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 秋田県条例第九十三号

秋田県水と緑の森づくり基金条例

(設置)

第一条 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全に関する施策に要する資金に充てるため、秋田県水と緑の森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、秋田県水と緑の森づくり税条例（平成十九年秋田県条例第九十二号）第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る納付され、又は納入された額から当該加算額に係る賦課徴収に要する経費を控除して得た額に相当する額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二

条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第七条** 第二条から前条までに定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会の設置及び所掌事務)

**第八条** 知事の諮問に応じ、第六条第一項の処分その他基金に関する事項を調査審議させるため、秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

**第九条** 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第十条** 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

**第十一条** 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(委任)

第十二条 第八条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「卸売市場審議会の委員及び専門委員」を

「卸売市場審議会の委員及び専門委員

水と緑の森づくり基金運営委員会の委員」

に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 018766 FAX 018766  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄